## ドメイン名紛争処理

## 1. ドメイン名紛争について

インターネットが普及す る中で、登録時に法令に 則った実質的な審査が行わ れる商標権と、原則として 先着順で登録することがで き、登録時に商標ほどの実 質的な審査が行われないド メイン名に関する紛争が生 じ、国際的な問題となりま した。また、裁判は多大な 時間と費用を要すること、 仲裁判断に対しては裁判所 に不服申立てが認められな いことなどを踏まえ、これ らの問題を克服した、ドメ イン名紛争処理のルールが 設けられました。これは、 不法行為や知的財産権法に はない移転請求を認める点 で、商標権者等に有利なも のです。

なお、ドメイン名紛争は、 JPドメイン名(末尾が 「.jp」のドメイン名)に 係るものと、その余に大別 に されますが、ここ前者の もします。 JPドメイン名紛争
処理について(JPドメイン名紛争処理方針)

JPドメイン名は、株式 会社日本レジストリサース (JPRS)により登録・ 管理されており、JPRSは、 JPドメイン名の登録等に 関して種々の規則を定めて います。

その中に、「JPドメイン名紛争処理方針」があり、日本知財仲裁センターにおける、JPドメイン名の紛争処理について定められています。

(1)適用対象となる紛争 ①登録者のドメイン名が、 第三者が権利または正当な 利益を有する商標その他表 示と同一または混同を引き 起こすほど類似している、

- ② 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していない、
- ③ 登録者の当該ドメイン名が、不正な目的で登録または使用されている、申立人は、上記3項目の全てを立証することとれています。
- (2)救済の種類の種類の種類がある。 を対する数なのでは、 を対する数なのでは、 を対するがのでは、 ののでは、 の

訟内外で行う必要があり ます。

上記3項目が立証され ない場合は、申立てが棄 却されます。申立ての取 下げや和解により手続が 終了することもあります。

### ドメイン名紛争処理

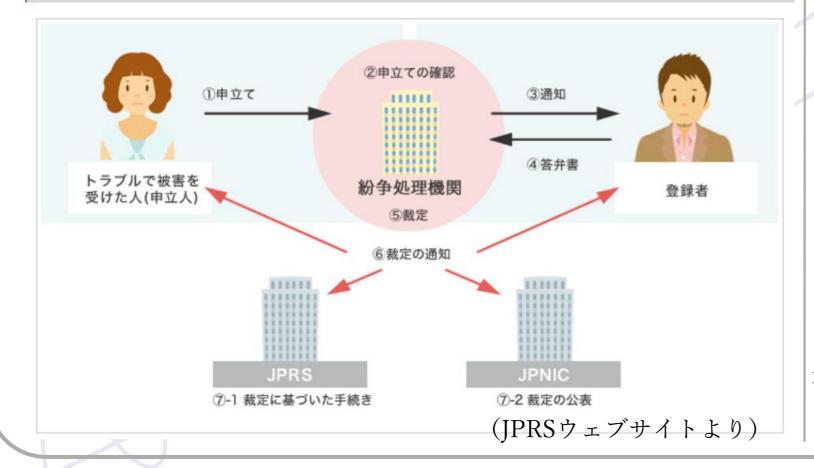
# 3. 手続の概要(JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則)

手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」等に定められており、①商標権者等による申立て、②登録者による答弁書の提出、③パネリストの指名(1名又は3名)、④書面による審理(審問なし)、⑤裁定の順に行われます。

申立てから裁定までの期間が約2か月となるように、答弁書の提出期限やパネルの指名等の期限が定められているため、迅速な手続が担保されています。

パネルによる裁定は、両当事者、JPNIC及び JPRSに通知され、JPRSはドメイン名の移転や取 消しの手続を行い、JPNICは裁定等を公表してい ます。

#### 申立て紛争処理方針の基本的な手続き



#### 4. 小括



飯田 圭 弁護士 [k\_iida☆nakapat.gr.jp]



西村 英和 弁護士 [h\_nishimura☆nakapat.gr.jp]

主)メールアドレスは、☆を**@**に読み替えてくださ

文責